

白報審第7号
令和6年2月27日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市特別職報酬等審議会
会長 福島 康仁



常勤特別職の給料等の額について（答申）

令和4年3月18日付け白総第891号で諮問がありましたことについて、常勤特別職の給料等の額について下記のとおり答申します。
なお、市議会議員の議員報酬については令和4年10月12日付白報審第6号で答申済であることを申し添えます。

記

1 常勤特別職の給料の額について

以下のとおり改定する。

区分	給料月額
市長	851,000円
副市長	707,000円
教育長	666,000円

今後は、取り巻く社会情勢に応じて適宜見直していくことが必要と考える。
なお、常勤特別職の通勤手当については、一般職と同様に支給することが妥当と考える。

2 答申に当たっての意見

地方分権の進展による地域間競争時代において、地方公共団体の自己決定、自己責任が問われ、常勤特別職には、市政の舵を取る上で優れたリーダーシップ、柔軟な判断力、成果をあげる実行力が求められており、その職責はますます重くなっている。しかしながら、白井市における常勤特別職の給料額は、平成6年から据置き現在に至っているところであり、近隣自治体や類似団体との比較、民間企業の状況、消費者物価指数の動向、特別職の職務内容、一般職の給料等の推移、市内外からの広く有能な人材を確保する観点から、

給料月額を上げることは、委員各位の総意である。

改定額についてはこれから白井市のまちづくりを不断の努力により、不確実性の時代のなかで市政運営を先導する市長、副市長、教育長に有能な人材を求めることが求めたいということを念頭に、市民の理解と納得が得られるこことに考慮しながら、慎重かつ広範に審議を重ねた。国家公務員一般職を対象とした人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の推移や本市の現在及び将来の財政状況なども踏まえ総合的に勘案した結果である。

今後、市は市民への説明責任を十分に果たすよう配慮し、これから白井市の発展と市民福祉を増進する人材の確保のために増額改定されたい。

なお、通勤手当については諮問事項に含まれないものであるが、この手当は実費弁償的な性格を有するものであり、県内自治体の半数以上、全国でも7割から8割の都道府県で支給されていることを踏まえ、一般職と同様に手当を支給することが妥当であると考えた。

また、前述のとおり常勤特別職の給料額は、平成6年から約30年間据置きとなっていたが、今後は社会経済や社会動向に応じて適宜見直しする必要があることを申し添える。